

横根平子のまちづくり通信

2015年12月発刊

横根平子のまちづくりを考える会

vol.10

今回の10号は盛りだくさん。講演会やヒメボタル幼虫調査、自然観察会をダイジェストでご紹介しつつ、区画整理についても注目です。地権者の方はもちろん、近隣に住む方も、自分たちの住むまちのこれからについて、一緒に考えましょう。詳しくは右ページをご覧ください!

私たちのまちは、こんなまち

11/1 「動物写真家・小原玲さんに学ぶ、ヒメボタルのすべて」特別講演会開催!

アロップでの講演会参加者は70名以上。小原さんはその生態や美しさと共に、「自分がどう生きるか」を考え「身近な緑を守る生き方」と語ってくれました。当日は、「知多メディアス」の取材も入り、ニュースとして取り上げられました。下記からもご覧になれます。(音声入りですのでご注意ください) http://www.medias-ch.com/movie_detail.php?page=4105

ユーモアを交えつつ、画像や映像と共に語る小原さん



11/22 ~11/29 ヒメボタル幼虫調査を実施。データを残すために。

「幼虫の生息数を調べることで理解を深め、データを残すこと」を目的とした今回の調査。先の講演会后、小原さんにまちを見て助言頂くと共に、愛知ホテルの会の深谷豊さん立ち会いの元、会員で実施しました。

調査結果の分布図からは、竹林の奥に幼虫が多くいることがわかりました。



10匹の幼虫を検出!

イカ刺しを入れたフィルムケースのトラップ100個を、考える会員所有の竹林に、1メートルにひとつずつ埋めること一週間。そっとケースを開けてみると、中から黒々とした幼虫が10匹も!横根平子にヒメボタルがいることが、これで証明されました。この調査結果は、今後、隣接する市有地にも生存する可能性があるため、市役所に提出予定です。



12/12 初冬の自然観察会と青空カフェ開催。

参加者は総勢23名。今回も自然観察指導員のIさんと25種もの冬鳥や、多くの木の実を観察。講演会で興味を持って頂いた方も参加して下さり、和やかな時間となりました。



これがヒメボタルの幼虫。今時期は約9mm程です。

まちづくりは、今

シリーズ区画整理⑥ 魅力あるまちづくりのために

横根平子地区の土地区画整理事業の事業計画(案)や定款(案)が土地区画整理組合設立準備委員会によって作られ、12月19日(土)に地権者に対して「同意書等に関する説明会」が開かれました。

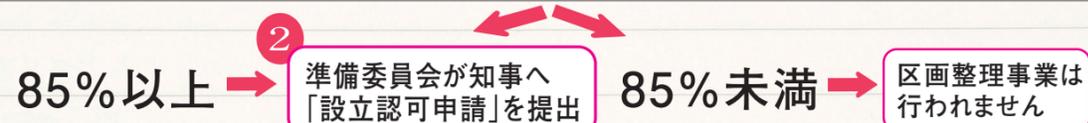
これから区画整理(計画)はどう進められるのでしょうか?

1 同意書を提出するか、しないか(本同意) 対象者は… 地権者

同意の判断は「この事業計画(案)、定款(案)」について同意するかどうかです。

同意する → 提出 同意しない → 提出しない

土地区画整理組合設立に必要な同意率はこの地区ではそれぞれ「土地所有権者の85%以上、かつ土地所有権総地積の85%以上」です。



3 事業計画の縦覧スタート 対象者は… 地権者 区画整理計画地区に隣接する住民 誰でも

利害関係者はこの事業計画を縦覧し、意見書を提出することができます。(土地区画整理法20条の2)

- ・縦覧期間・場所は「おおぶ広報」で公示されます。
- ・原則として縦覧期間は二週間です。
- ・縦覧期間満了の日の翌日から二週間を経過するまでに、利害関係者は知事に意見書を提出することができます。

この区画整理がこのまちの皆さんにとって「魅力あるまちづくり」になるかどうか

縦覧にはぜひ行きましょう

4 知事へ意見書提出

対象者は… 利害関係者

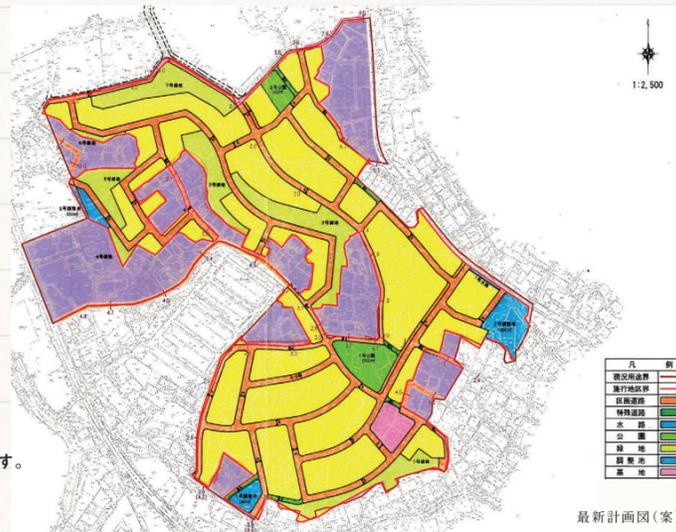
5 知事の審査

※この間、設立認可はされません

- ・意見書採択→「事業計画の修正命令」が出され、準備委員会は再度事業計画を検討。
- ・意見書不採択→知事はその旨を意見書提出者に通知。その後、設立認可。

設立が認可されると組合が設立され区画整理が始まります。

区画整理計画地区に隣接する住民とは…右図 部分の住民のことです。
利害関係者とは…区画整理に関係ある人で地権者も含まれます。



問い合わせ先 横根町平子 鷹羽 加納 0562-46-4380 0562-47-2595 <http://yokonehirako.jimdo.com/> 横根平子のまちづくりを考える会

ブログも更新中!